

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀大学

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日（3年間）

2 内 容

【目標1】

産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行い、出産や育児にかかる育児休業、休暇等の取得を推進する。

【対 策】

産前産後休暇、育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務、早出遅出勤務などの制度、育児休業中の社会保険料免除などについて、学内ホームページ等を充実させると共に学内周知と啓発を図り、休暇、休業の取得を促進する。

【目標2】 仕事と子育てを両立しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

【対 策】 職員の業務成績の向上と出産・育児・子育ての両立が可能となるよう、管理職に対して、職員のワークライフバランスの充実支援とマネジメントに関する研修を行う。